



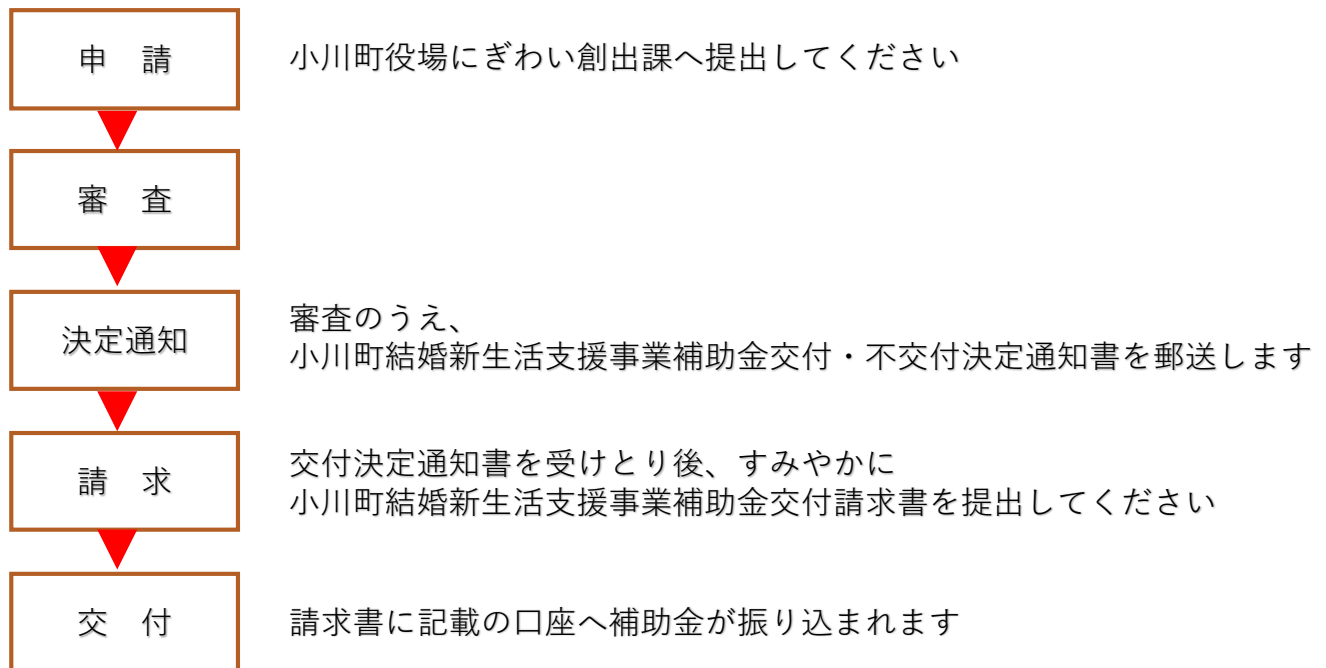


## 申請書類

- 小川町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 婚姻を証明する書類（婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本）
- 夫婦の住民票の写し
- 夫婦の所得証明書
- 夫婦ともに町税に滞納がないことを証明する書類
- 夫婦の住宅手当支給証明書（様式第2号）
- 【貸与型奨学金を返済した場合】貸与型奨学金の返済額がわかる書類
- 【住宅取得の場合】売買契約書又は工事請負契約書及び領収書等の写し
- 【住宅賃借の場合】賃貸借契約書及び賃料、礼金、共益費、仲介手数料に係る支払いがわかる領収書等の写し
- 【引越の場合】引越に係る領収書等の写し
- 【他の公的制度による家賃補助を受けている場合】家賃補助の金額がわかる書類の写し



## 申請の流れ



## 申請受付・問合せ

- (1)受付期間：2024年4月1日から2025年3月31日まで
  - (2)受付時間：受付期間中の8：30から17：15まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）
  - (3)受付場所：小川町役場にぎわい創出課（2階）窓口まで直接ご提出ください
  - (4)問合せ：  
☎ 355-0392 埼玉県比企郡小川町大塚55 小川町役場にぎわい創出課  
☎ 0493-72-1221（内線234・235）  
✉ [ogawa131@town.saitama-ogawa.lg.jp](mailto:ogawa131@town.saitama-ogawa.lg.jp)
- ※郵送による受付はいたしません  
※受付は先着順で、本年度の予算に達した時点で終了いたします

 Q&A

Q 契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に住宅賃借費用または住宅取得費用相当分を支払っている場合、補助の対象となるか

A 補助対象となりません

Q 勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件に入居し、申請者は勤務先に対し家賃相当額を支払っている場合、対象となるか

A 対象となります

この場合、賃貸借契約書で借借人が勤務先であること、給与明細書等により補助対象者が勤務先に対し家賃相当額を支払っていることを確認することが必要となります

Q 婚姻に伴い生じたりフォーム費、増改築費は補助の対象となるのか

A 補助対象となりません

Q 婚姻届受理証明書はどこで取得できるか

A 婚姻届を提出した市区町村の役所で取得可能です（小川町の場合、1階町民課）

Q 婚姻後の戸籍謄本はどこで取得できるか

A 本籍地のある市区町村の役所で取得可能です（小川町の場合、1階町民課）

Q 住民票の写しはどこで取得できるか

A 住民票のある市区町村の役所で取得可能です（小川町の場合、1階町民課）

Q 所得証明書はどこで取得できるか

A 申請日が令和6年5月31日までの場合は、令和5年度の所得証明書（令和4年1月1日から令和4年12月31日までの所得分）を、令和5年1月1日時点で住民票のある市区町村の役所で  
申請日が令和6年6月1日以降の場合は、令和6年度の所得証明書（令和5年1月1日から令和5年12月31日までの所得分）を、令和6年1月1日時点で住民票のある市区町村の役所で取得可能です  
（小川町の場合、1階税務課）

Q 未納がないことを証明する書類（完納証明書等）はどこで取得できるか

A 住民票のある市区町村の役所で取得可能です（小川町の場合、1階税務課）

 Q&A

Q 所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間は、いつからいつまでか  
A 所得証明書の期間と同一期間です

Q 貸与型奨学金の年間返済額は、どのように確認すればよいか  
A 奨学金返還証明書により確認することが望ましいですが、  
同証明書の提出が困難な場合には、通帳等による返済額で確認します

Q 夫婦の婚姻日における年齢は、どのように確認すればよいか  
A 戸籍抄本や婚姻証明書等、  
婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できる書類により確認します  
その際、年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、  
誕生日の前日に年齢が加算されます

Q 再婚の世帯も補助の対象となるか  
A 補助対象となります  
ただし、夫婦の一方又は双方が本交付金による補助を過去に受けたことがある場合  
(他の地方自治体での補助を含む)は補助の対象となりません

Q 婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合や  
婚姻前から夫婦が同居している物件の場合、補助の対象となるか  
A いずれの場合も補助対象となります  
ただし、補助対象となるのは、夫婦の一方が婚姻前から賃借していた物件であれば  
婚姻を契機とした同居開始後に生じた費用に、  
また婚姻前から夫婦が同居している物件であれば、婚姻後に生じた費用に限ります  
一方、婚姻を機に新たに物件を賃借する場合は、契約書等で婚姻を前提に  
同居していることがわかる場合は、同居開始日から補助対象となります

Q 婚姻届提出前から同居している場合の、補助金の対象期間は婚姻届提出日以降か  
A 契約書等で婚姻を機に同居していることがわかる場合は、  
同居開始日から補助対象となります

Q 夫婦の一方又は双方の親等の親族が同居する場合にも補助の対象となるか  
A 補助対象となります  
ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約名義が夫婦のいずれかであり、  
かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要となります

Q 夫婦の一方が婚姻前から親等の親族と同居しており、  
婚姻を機に配偶者が当該住宅に入居する場合、配偶者の引越費用は対象となるか  
A 補助対象となります